

政治資金収支報告書について

～静岡県選挙管理委員会～



政治資金収支報告書の記載上の注意事項

1 収支報告書に記載すべき事項

収支報告書には、その年(1月1日から12月31日まで)における全ての収入及び支出その他の事項を記載し、原則として翌年の3月末まで(国会議員関係政治団体は原則として翌年の5月末まで)に提出する必要があります。

2 収支がなかった団体について

収支がない団体も下表の4種類の様式については、必ず作成し、提出してください。

項目	様式
表紙	その1
収支の状況	その2
資産等の状況	その17
宣誓書	その20

○収支報告書の公表及び閲覧

公表	政治団体の収支報告書の要旨は官報又は都道府県の公報により11月30日までに公表される。(法第20条)
閲覧及び写しの 交付請求	総務省又は都道府県選挙管理委員会において、政治団体の収支報告書は、公表の日から3年間閲覧に供され、誰でも写しの交付を請求できる。(法第20条の2)

3 領収書の写し

(1) 要件

政治資金規正法における領収書とは、支出の①目的、②金額、③年月日の3つを要件としている。一般的にはこれらが確認できる書面であれば領収書となる。

(2) 添付について

基準の額を超える支出については、領収書の写しの添付が必要
領収書原本は不可。必ず電子複写機で、A4版の紙に複写したものを提出

4 国会議員関係政治団体について

(1) 政治資金監査について

(政治資金規正法第19条の13、第19条の14)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、登録政治資金監査人による政治資金監査を受け、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければなりません。

(2) 少額領収書等の写しの開示請求への対応について

(政治資金規正法第19条の16)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、すべての支出について領収書等を徴し、収支報告書の要旨が公表された日から3年を経過する日まで保存しなければなりません。

収支報告書と併せて提出することを要しない領収書等(人件費を除く)についても、開示請求の対象となり、別途対応が必要です。(解散した場合を除く。)

【収入にかかる明細の記載の基準】

項目	様式	明細等の記載
(1)個人の負担する党費又は会費	その2	<p>○個人の負担する党費又は会費の金額、実人数を記載</p> <p>※法人等が負担する党費又は会費は、法により寄附とみなされるので、寄附に計上</p>
(2)寄附	その2	<p>○寄附金収入の金額を記載し、別途内訳を作成</p> <p>○(7)と(8)は、「個人」、「法人その他の団体」、「政治団体」に分類し、それぞれ別葉とする</p> <p>※法人その他の団体からの寄附を受けられるのは、政党と政治資金団体のみ</p> <p>※金銭以外の財産上の利益は、時価に見積もった金額</p>
	その7	<p>(7)寄附の内訳</p> <p>○同一者からの年間5万円を超える寄附(50,001円以上)について、明細を記載(寄附者ごとに小計を記載)</p> <p>○1人年間5万円以下の寄附については、全てを合算して合計額を「その他の寄附」欄に記載</p> <p>※年間5万円以下の寄附であっても、税制上の優遇措置を受けようとするものは明細を記載</p>
	その8	<p>(8)寄附のうち寄附のあっせんによるものの内訳</p> <p>○同一のあっせん者によりされた寄附で、1年間の合計額が5万円を超えるものについて、あっせん者ごとに明細を記載</p>
	その9	<p>(9)政党匿名寄附の内訳</p> <p>○政党(支部を含む)等が、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で、1件当たりの金額が千円以下のものについて、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに全て明細を記載</p>

項目	様式	明細等の記載
(3)機関紙誌の発行その他の事業による収入	その3	○「政治資金パーティー」、「それ以外の事業」を別葉にして内訳を作成し、全ての収入を記載
		(10)機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳(特定パーティー用) ○様式その3に記載した政治資金パーティーで、対価に係る収入が1千万円以上であるパーティーについて記載
		(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳 ○政治資金パーティーの対価の支払額について、同一の者からの支払額が20万円を超えるものについて記載
		(12)政治資金パーティーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんによるものの内訳 ○同一の者によって政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをされたもので、金額の合計が20万円を超えるものについて記載
(4)借入金	その4	○借入金について、借入先ごとに、全ての収入を記載
(5)本部又は支部から供与された交付金に係る収入	その5	○当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金について、本部又は支部ごとに、全ての収入を記載(同一団体ごとに小計を記載)
(6)その他の収入	その6	(1)から(5)以外の収入がある場合に作成 ○1件当たりの金額が10万円以上のものについて、明細を記載 ○1件当たりの金額が10万円未満のものについては、一括してそれらの合計金額を「1件10万円未満のもの」に記載

○ 収支報告書への記載、領収書等の写しの提出、会計帳簿への記載及び領収書等の徴収について
【国会議員関係政治団体】

政治資金規正法施行規則で規定			政治資金規正法で規定		政治資金規正法で規定		
	項目	内 容	収支報告書への記載 (保存義務3年)	領収書等の写しの提出 (保存義務3年)	会計帳簿への記載 (保存義務3年)	領収書等の徴収 (保存義務3年)	
経常経費	人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類	(明細の記載は不要)	(添付不要)	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	すべての支出について、領収書等の徴収が必要	
	光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等	(明細を記載) 1件1万円を超えるものについては、支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	(添付) 1件1万円を超えるものについては、添付必要			
	備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費					
	事務所費	事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの					
組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類	経常経費、政治活動費の各項目ごとに年間の総額を記載					政治団体にて保存する1万円以下のものについては開示請求により、写しを開示
選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類						
機関紙誌の発行 その他の事業費	ア) 機関紙誌の発行事業費…(略) イ) 宣伝事業費…(略) ウ) 政治資金/パーティー開催事業費…(略) エ) その他の事業費…(略)						
調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類						
寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類						
その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費						

※収支報告書提出の際に、登録政治資金監査人による監査が必要

<参考>

○ 収支報告書への記載、領収書等の写しの提出、会計帳簿への記載及び領収書等の徴収について

【資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く）】

政治資金規正法施行規則で規定			政治資金規正法で規定		政治資金規正法で規定	
	項目	内 容	収支報告書への記載 (保存義務3年)	領収書等の写しの提出 (保存義務3年)	会計帳簿への記載 (保存義務3年)	領収書等の徴収 (保存義務3年)
経常経費	人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類	(明細の記載は不要)	(添付不要)	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	1件5万円以上のすべての支出について、領収書等の徴収が必要
	光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等	(明細を記載) 1件5万円以上のものについては、支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	(添付) 1件5万円以上のものについては、添付必要		
	備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費				
	事務所費	事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの				
政治活動費	組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類	経常経費、政治活動費の各項目ごとに年間の総額を記載			
	選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類				
	機関紙誌の発行 その他の事業費	ア) 機関紙誌の発行事業費…(略) イ) 宣伝事業費…(略) ウ) 政治資金/パーティー開催事業費…(略) エ) その他の事業費…(略)				
	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類				
	寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類				
	その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費				

【資金管理団体・国会議員関係政治団体以外の政治団体】

政治資金規正法施行規則で規定			政治資金規正法で規定		政治資金規正法で規定	
	項目	内 容	収支報告書への記載 (保存義務3年)	領収書等の写しの提出 (保存義務3年)	会計帳簿への記載 (保存義務3年)	領収書等の徴収 (保存義務3年)
経常経費	人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類	(明細の記載は不要)	(添付不要)	すべての支出について、経常経費、政治活動費の各項目に分類し、それぞれ支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載	1件5万円以上のすべての支出について、領収書等の徴収が必要
	光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等				
	備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費				
	事務所費	事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるもの				
政治活動費	組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。)で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類	経常経費、政治活動費の各項目ごとに年間の総額を記載			
	選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類				
	機関紙誌の発行 その他の事業費	ア) 機関紙誌の発行事業費…(略) イ) 宣伝事業費…(略) ウ) 政治資金パーティー開催事業費…(略) エ) その他の事業費…(略)				
	調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類				
	寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類				
	その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費				
			(明細を記載) <u>1件5万円以上のものについては、支出先の氏名、住所、支出の目的、金額、年月日を記載</u>	(添付) <u>1件5万円以上のものについては、添付必要</u>		

（令和〇〇年分）

収支報告書

◎ 収支がなかった団体についても、様式の(その1)(その2)(その17)(その20)は必ず提出してください。

（ふりがな）

1 政治団体の名称

たろうこうえんかい
しずおか太郎後援会

2 主たる事務所の所在地

静岡市葵区追手町9番6号

3 代表者の氏名

静岡 太郎

4 会計責任者の氏名

駿河 次郎

1～4については、収支報告書を提出する時点における選管への届出どおりの内容を記入。

事務担当者の氏名

丁野 四郎

（電話番号）

054-221-2058

◎ 記載内容について問い合わせをする場合があるので、この報告書の記載内容について分かる方の氏名及び連絡先電話番号を記載してください。

※12月31日現在の状況について該当箇所にチェックすること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

※12月31日現在の状況について該当箇所にチェックすること。

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

※12月31日現在の状況について該当箇所にチェックすること。

資金管理団体の指定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 公職の種類 <u>静岡県議会議員</u> (現職) 資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>静岡 太郎</u>	国会議員関係政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 _____ 公職の種類 _____
---	---

※資金管理団体の指定が「無」の場合は公職の種類及び届出をした者の氏名の記載は不要です。

資金管理団体の指定の期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
--	---

◎ 「資金管理団体の指定の期間」、「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」については、年間を通じて指定又は適用されている場合は記入する必要はありません。

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億 百万 千 円	
	44,938,978	(①=②+③)
(前年からの繰越額)	12,345,678	(②) ※昨年の収支報告書の「翌年への繰越額」と一致します。
(本年の収入額)	32,593,300	(③) ※下記(1)個人の負担する党費又は会費+(2)寄附+様式(その3)~(その6)の計。
支 出 総 額	17,794,500	(④) ※様式(その13)の合計額と一致。
翌年への繰越額	27,144,478	(⑤=①-④) ※収入総額-支出総額。

2 収入項目別金額の内訳 ※法人その他の団体が負担する党費または会費は、(2)の「寄附」欄に記入すること。

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額	十億 百万 千 円	1,000,000
員 数		100 ←延べ人数でなく党費又は会費を納めた実人数。

(2) 寄 附	金 額	備 考
ア 寄附 (イを除く。) の区分		
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円 2,795,000	寄附金収入がある場合は、別途、様式(その7)~(その9)を作成する必要があります。
(うち特定寄附) (内書)	1,700,000	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附	2,250,000	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)=ア	5,045,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの) (内書)		
イ 政党匿名寄附		
合計 (ア+イ)	5,045,000	

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入 (政治資金パーティーを除く。)		
事業の種類	金額	備考
	十億 百万 千 円	
総会開催事業	356,000	
機関誌発行事業	1,100,000	
書籍販売事業	87,000	
忘年会	100,000	R〇〇.4.14
〃	200,000	R〇〇.12.21
<div style="border: 1px solid black; background-color: #ffff00; padding: 5px;"> <p>◎ ここに記載した事業に要した支出は、様式(その13)の政治活動費の「機関紙誌の発行その他の事業費」として、ア(機関紙誌の発行事業費)、イ(宣伝事業費)、エ(その他の事業費)にそれぞれ分類して記載し、また、様式(その15)を事業ごと別葉にして作成する必要があります。</p> <p>◎ 同一事業名で複数回開催した場合は、「備考」欄に開催日を記入してください。</p> </div>		
この頁の小計	1,843,000	
合計	1,843,000	

(注) すべての事業収入を記載してください。
同一の事業収入は一行に計上してください。

(その 5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億 百万 千 円			
しずおか太郎後援会浜松支部	500,000	R00.4.1	浜松市中区〇〇町11	
//	120,000	R00.10.1	//	
(小 計)	620,000			
しずおか太郎後援会沼津支部	300,000	R00.4.1	沼津市〇〇22	
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>◎ 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金について、本部又は支部ごと、交付日ごとにその名称、主たる事務所の所在地、当該交付金の金額を該当する欄に記載します。</p> <p>◎ 同一団体から複数回に渡っての交付を受けている場合は、交付日ごとに記載し、最後に「小計」を作成ください。</p> </div>				
この頁の小計	920,000			
合 計	920,000			

(注) 同一本部・支部からの交付金は「名寄せ」して年月日順に記載し、同一の本部・支部ごとに「計」を入れてください。

(その7)

(7) 寄附の内訳 (個人からの寄附)			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金 額	年 月 日	住 所	職 業	備 考	
特 静岡 太郎	十億 百万 千 円 1,200,000	ROO.2.1	静岡市葵区〇〇町1-1	静岡県議会議員		
特 //	500,000	ROO.10.5	//	//		
(小 計)	1,700,000					
静岡 静子	380,000	ROO.2.1	静岡市葵区〇〇町1-1	無職	遺贈	
県庁 太郎	220,000	ROO.7.1	静岡市葵区〇〇町3-5-1	会社社長		
丙野 四郎	100,000	ROO.8.1	東京都千代田区〇〇町456	会社役員		
乙野 三郎	70,000	ROO.12.20	神奈川県横浜市中区〇〇町〇〇号	自営業		
<p>◎ 同一者からの年間5万円を超える寄附については、氏名、金額等の内訳を記載してください。</p> <p>◎ 税制上の優遇措置を受ける場合は、年間5万円以下であっても、金額に関わらず内訳を記載してください。</p> <p>◎ 代表者本人や被後援者が政治団体のために支出した場合も、政治団体への寄附となりますので、記載する必要があります。</p> <p>◎ 特定寄附(政党から本人へされた寄附を自己の資金管理団体へ寄附すること)の場合は、名前の前に (特) と記載してください。</p>						
<p>1人年間5万円以下の寄附については、全てを合算して合計額をこの欄に記入します。</p>						
この頁の小計	2,470,000	(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載してください。				
その他の寄附	325,000	(注2) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。				
合 計	2,795,000	(注3) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。				

様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」の金額と一致します。

個人寄附の税制上の優遇措置（租税特別措置法第41条の18）

(1) 優遇措置の適用を受けることができる団体

- ア 政党、政治資金団体。
- イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し又は反対することを本来の目的とする団体で、国会議員が主宰又は主要な構成員となっている政治団体。
- ウ 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰又はその主要な構成員となっている政治団体。
- エ 国会議員、県知事、県議会議員、政令指定都市の市長、政令指定都市の議会議員の職にある者の推薦・支持を本来の目的とする団体。
- オ エに掲げる職の候補者又は候補者になろうとする者の推薦・支持を本来の目的とする団体（立候補した年及びその前年に受けた寄附にのみ適用。）。

(2) 優遇措置の適用団体となる方法

(1)エ、オに該当する団体が優遇措置の適用を受けるためには、一定の届出が必要です。

国会議員の関係政治団体については、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」（様式(18)）を政治団体の設立届または異動届に添付して提出する必要があります。

また、県知事、県議会議員、政令指定都市の市長、政令指定都市の議会議員の関係政治団体については「被推薦書」（様式(2)）を政治団体の設立届または異動届に添付して提出する必要があります。

(3) 優遇措置を受けるための流れ

- ① 個人が政治団体へ寄附をする。
- ② 政治団体は収支報告書に、①の寄附について内訳を記載し、「寄附金（税額）控除のための書類」を添付して県選挙管理委員会へ提出。
※ 優遇措置を受ける場合は、1件5万円以下の寄附であっても必ず内訳を記入してください。
- ③ 県選挙管理委員会（又は総務大臣）は内容を確認し、「寄附金（税額）控除のための書類」に確認印を押印して政治団体へ返却。
- ④ 政治団体から寄附者本人へ「寄附金（税額）控除のための書類」を交付。
- ⑤ 本人は「寄附金（税額）控除のための書類」を添付して税務署で確定申告をする。

(4) 確定申告の方法

優遇措置を受けるためには、必ず確定申告をしなければなりません。確定申告の方法は次のとおりです。なお、給与所得者であっても、寄附金控除のみ確定申告できます。

ア 確定申告と同時に「寄附金（税額）控除のための書類」（以下「書類」という。）を提出する方法（一般的な方法）。

イ 一度確定申告をし、後から「書類」を提出する方法（提出が別々になっても受理される）。

ウ 「更正の請求」による方法（過年分について確定申告をしている者が遡って適用を受けようとする場合）。→要件を満たした時点で「書類」の交付を受け、それを添えて「更正の請求」をする。

エ 「期限後の確定申告」による方法（過年分について確定申告をしていない者が、遡って適用を受けようとする場合）。→ウと同様に「書類」の交付を受け、それを添えて確定申告する。期限は確定申告の期限から5年間。

※ (1)オの団体へ対する寄附で、前年の収支報告書に記載されたものは、その時点では適用が受けられないので、上記ウ又はエのいずれかの手続きによることになります。

確定申告の期限は原則として毎年3月15日であるので、収支報告書はなるべく早く提出することが望ましい。

(5) 寄附金控除の計算

寄附金控除制度は、下記のとおり2種類がありますが、(1)イからオの団体に対する寄附については、「所得控除」のみ適用されます。また、(1)アの政党及び政治資金団体に対してした寄附で、平成7年1月1日から令和6年12月31日の間にしたものについては、「所得控除」、「税額控除」のどちらか有利な方を選択することができます。

ア 所得控除

・ 所得控除額 = 特定寄附金又は総所得金額等の40%相当額のうち、どちらか少ない方の金額
- 2千円

※ 「2千円」については、平成21年分以前は「5千円」として計算する。

イ 税額控除（政党等寄附金特別控除）

・ 税額控除額 = (当年の政党・政治資金団体に対する寄附金の合計額 - 2千円) × 30%

※ 特別控除額は、当年分の所得税額の25%相当額が限度。

※ 「当年の政党・政治資金団体に対する寄附金の合計額」は当年分の総所得金額の40%相当額が限度。ただし、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金の額がある場合で、政党等に対する寄附金の額にその特定寄附金の額の合計額を加算した金額がその年分の総所得金額等の40%相当額を超えるときは、その40%相当額からその特定寄附金の合計額を控除した残額とされる。

※ 「2千円」については、平成21年分以前は「5千円」として計算する。

なお、寄附した本人に特別の利益が及ぶと認められるものについては、優遇措置の適用が受けられません。また、確定申告の具体的な手続き等については、税務署にお問い合わせください。

(その7)

(7) 寄附の内訳 (政治団体からの寄附)			寄附者の区分		政治団体	
団体の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考	
〇〇党静岡県本部	十億 百万 千 円 1,000,000	ROO.8.5	静岡市駿河区〇〇1丁目1-1	甲川 八郎		
〃	500,000	ROO.9.10	〃	〃		
(小計)	1,500,000					
××政経研究会	700,000	ROO.9.25	三島市〇〇町3-5	県民 一郎		
この頁の小計	2,200,000					
その他の寄附	50,000					
合 計	2,250,000					

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注2) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。



様式(その2)の「(ウ)政治団体からの寄附」の金額と一致します。

(そ の 9)

(9) 政党匿名寄附の内訳			
政党匿名寄附を受けた場所	金 額	年 月 日	備 考
	十億 百万 千 円		
<p>◎ 政党(支部を含む。)及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で、1件当たりの金額が千円以下のもの(政党匿名寄附)があれば記載してください。</p> <p>◎ 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、記載してください。</p> <p>◎ 「政党匿名寄附を受けた場所」は、「〇〇市〇〇町1丁目〇〇駅前街頭」、「××市××町2丁目2番2号××会館△△ホール」のように、詳細に記載してください。</p>			
こ の 頁 の 小 計			
合 計			

(注) 政党、政党の支部及び政治資金団体が演説会の会場等で受けた 1,000円以下の寄附が対象となります。

